

○横須賀市市民協働推進条例

平成13年3月30日

条例第3号

改正 平成24年6月29日条例第37号

横須賀市市民協働推進条例をここに公布する。

横須賀市市民協働推進条例

明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築きたい、自然に恵まれた、美しく健康的な環境を次の世代に引き継ぎたいというのは、私たち横須賀市民の心からの願いです。

しかし、時代の大きな変化に伴う市民ニーズの個性化や多様化、社会が直面するさまざまな困難な課題を考えれば、そうした理想のまちづくりが、一方的な要求や他人任せで実現できるものでないことは言うまでもありません。一人ひとりの市民が、まず自分自身が社会のために何ができるかという自立精神や公共精神を問い直すことが出発点となるでしょう。そのうえで、個々の市民、さまざまな市民公益活動グループや団体、企業その他の組織、それに市や関係機関が、相互にそれぞれの存在意義を理解し尊重し合い、対等の立場で連携、協力し、互いの足りない点を補いつつ持てる力を発揮する、真のパートナーシップによる「市民協働」がこれからのまちづくりの基本になると確信します。

わが国では地方分権が推し進められる一方で、平成10年12月には特定非営利活動促進法が施行され、市民の公益的活動やNPO(民間非営利組織)に対する期待が大きく高まっています。

横須賀市民の間でもさまざまな市民公益活動が展開され、その特性といわれる自主性、先駆性、機敏性、専門性、多様性、地域性、広域連帯性等を発揮した、重要な市民公益活動が行われています。

横須賀市では、横須賀市基本構想(平成9年3月25日議決)の中に、まちづくりの推進姿勢として「市民協働によるまちづくり」を位置付け、さまざまな施策を展開しています。

今後は、市民による自発的な活動や市民公益活動の意義を一層深く認識し、その自主性、自立性を尊重しながら、節度のあるパートナーシップをもって、市民協働によるまちづくりを推し進めることにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民協働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

2 この条例において「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。

4 この条例において「公益性」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。

5 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働型社会の発展に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。

3 市は、市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市の市民公益活動団体に対する支援は、公益性に基づき、公正に行われなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自己が暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努める。

2 市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努める。

3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努める。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努める。

2 事業者は、市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努める。

(市の役割)

第7条 市は、第3条の基本理念に基づき、市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるよう努める。

2 市は、市民協働を推進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者の参加及び参画を得て事業を行う等の適切な施策を実施するよう努める。

3 市は、市民協働事業の計画から実施、検証にわたるすべての段階で、その情報を原則として公開しなければならない。

4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。

(財政的支援)

第8条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、予算の範囲内で、助成金の交付等の財政的支援(以下「財政的支援」という。)をするよう努める。

2 市民公益活動団体及び市長は、財政的支援の手続きに係る書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

3 財政的支援を受けた市民公益活動団体は、これを既得権とすることはできない。

4 前3項に定めるもののほか、財政的支援に関する事項は、規則で定める。

(行政サービスにおける参入機会の提供)

第9条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を活かせる分野において業務を委託する等の行政サービスへの参入機会の提供をするよう努める。

(登録制)

第10条 前条の参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。この場合において、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を3人以上置くものとする。

(1) 規約又は会則(以下「規約等」という。)

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

2 前項第1号の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 設置目的

(2) 団体の名称

(3) 市民公益活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。)

(4) 事務所又は活動の拠点の所在地

(5) 役員及び会員に関する事項

(6) 会計に関する事項

(7) その他団体の運営に関する事項

3 市長は、第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開するものとする。

4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、申請書又は添付書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項ただし書に規定する活動を行ったとき。
- (2) 第1項の申請又は前項の届出に関し虚偽の事実があったとき。
- (3) 第1項後段に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(審議会)

第11条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として横須賀市市民協働審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 市民協働の推進及び進ちよくに関すること並びに市民協働に関する助成の在り方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例(平成24年横須賀市条例第37号)の規定による特定非営利活動法人の指定に関することについて、市長の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について、調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べること。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民公益活動団体関係者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前4項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例37・一部改正)

(その他の事項)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

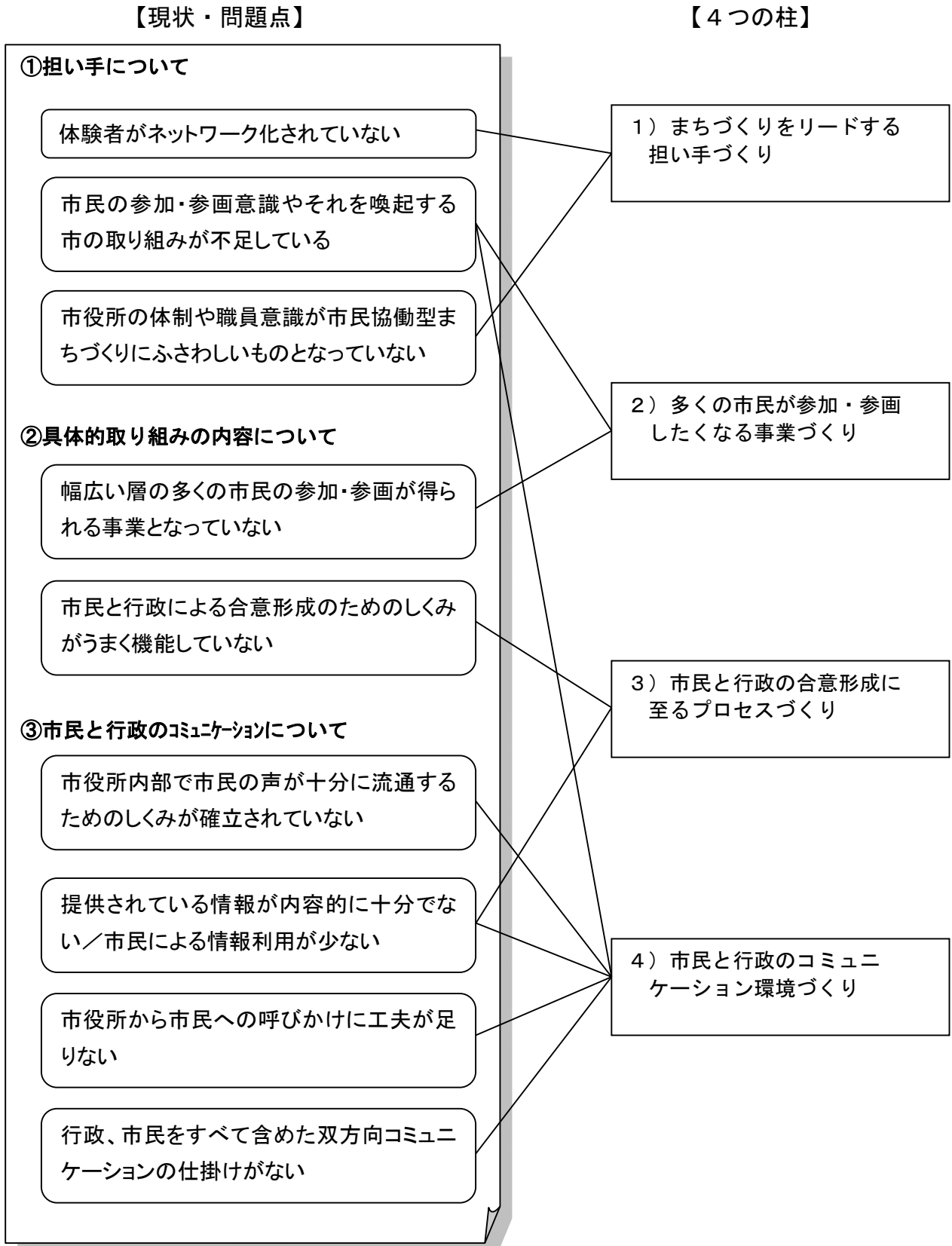
この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

図 横須賀市における市民協働型まちづくりに関する現状・問題点と推進に向けた4つの柱との関係



市民協働型まちづくり推進指策一覧

推進策の柱	想定される推進策の例示
(1) 「市民協働型まちづくりをリードする担い手」に関する柱	
・まちづくり人材バンクをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働型事業への参加者リストの制作と活用 ・社会教育等の受講者リストの制作と活用 ・まちの名人、達人の登録リストの制作と活用
・人材のネットワーク化、市民活動の促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・人材が交流する機会づくり ・人的、物的、資金的また情報面での市民活動促進策の実施
・市民の参画意識の醸成・啓発に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教育の場でのまちづくり参画意識の醸成 ・市民の参画意識の啓発 ・市政を学ぶ学習機会の拡充
・庁内の体制整備と職員の意識改革に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働型事業の総合窓口の設置 ・市民協働型事業に臨む職員の行動規範の形成 ・職員の意識改革をめざした体験型の職員研修の充実
(2) 「多くの市民が参画したくなる市民協働型事業」に関する柱	
・ワクワクする楽しいテーマの事業を創り出す	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちも参画できるまちづくりコンペの実施 ・市民が参画できる広報活動事業の実施 ・横須賀市の文化祭などの実施 ・芸術文化などをテーマとしたイベントの実施 ・遊休地の利用管理（原っぱ委員会）
・自分を磨く、自分を活かすテーマの事業を創り出す	<ul style="list-style-type: none"> ・市民レベルでもできる国際交流事業 ・自ら教え、学ぶ市民青空教室事業 ・リサイクル展、不用品交換会の開催 ・ケアホーム、作業所、育児支援等での活動機会
・市民としての身近な義務を果たすテーマの事業を創り出す	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、環境アセスメントへの参画 ・リサイクル運動への参加 ・地域活動への参画
(3) 「市民と行政の合意形成に至るプロセス」に関する柱	
・議会、審議会など合意形成の場を効果的に運営する	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への公募委員の登用 ・審議会等の公開の推進 ・議会、審議会等の傍聴の呼びかけ
・市民と行政の意見交換の機会を多様化し頻度を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策の周知のための意見交換会（出前トーク、公聴会等）の実施 ・事業対象地域、対象者を対象とする懇話会等の設置 ・事業計画のための市民参加型ワークショップの開催
・政策形成・実施・評価プロセスへの市民の参画の機会をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・政策、施策、事業、予算の進行管理、評価システムの開発と公表 ・市民による評価機会の開放、評価結果の公表 ・市民を含めた基礎調査・分析の体制づくり ・ワークショップ運営体制等への市民の登用 ・事業の実施、運営に関わる人選や事業予算等を公表するしくみづくり ・事業の実施、運営ルールの定期的な見直し機会の設定
・市民による政策提案を喚起し、受けとめるしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い市民の提案、アイデアを募る機会の増加 ・市民提案を評価し、反映するためのしくみづくり
・事業パートナーとしての市民の当事者能力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法、行政手続き法をはじめとする法制度の学習機会の充実 ・市民活動グループ、団体等のNPO法人化推進（委託可能な主体化）
(4) 市民と行政のコミュニケーション環境を整える	
・行政情報の「公表」をより一層推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報コーナーの情報提供能力の拡充 ・市政情報コーナーの市民による活用促進のための仕掛けづくり ・市民サービスセンター（役所屋）の活用の検討 ・CATV、FMブルー湘南等の市が活用しうるメディアの積極活用
・市民の声を吸収し、フィードバックするしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見聴取機会の拡充 ・市民の声が市役所内で広く行き渡るためのしくみづくり ・市民意見への対応を検討する体制への専門性のある市民の登用 ・市民意見に対する反映状況の公表
・市民の声を含めたまちづくり情報が流通するしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報の集約 ・インターネットを活用した地域情報ネットワークの構築 ・市民相互の出会いの場となる交流機会の拡充
・“無関心層”にも関心をもたれるよう広報内容・手法を工夫する	<ul style="list-style-type: none"> ・景観にふさわしいポスターなどの掲示の普及 ・CATV、FMブルー湘南等の市が活用しうるメディアの積極活用（再） ・市民特に若者の広報体制への登用 ・まちづくりに関する“こどぼ”の平易化、日常言葉化

図 推進策の実行ステップ

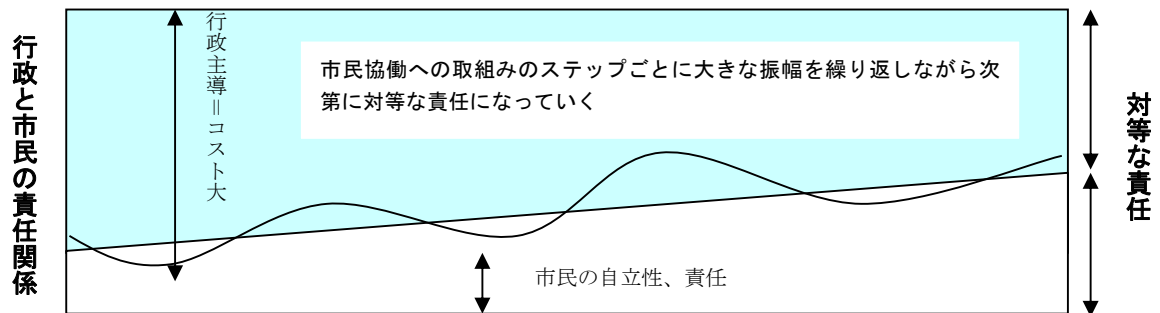
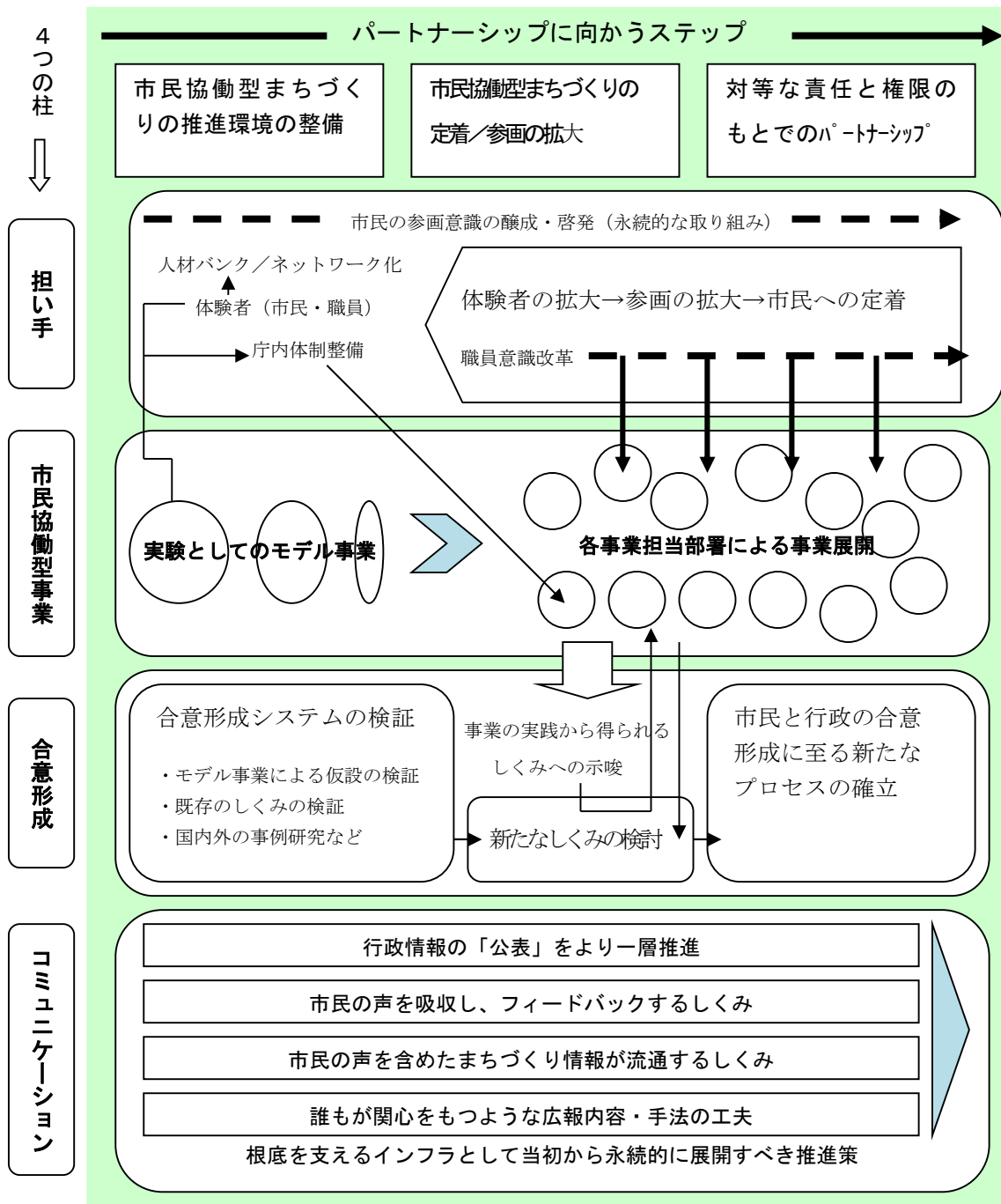
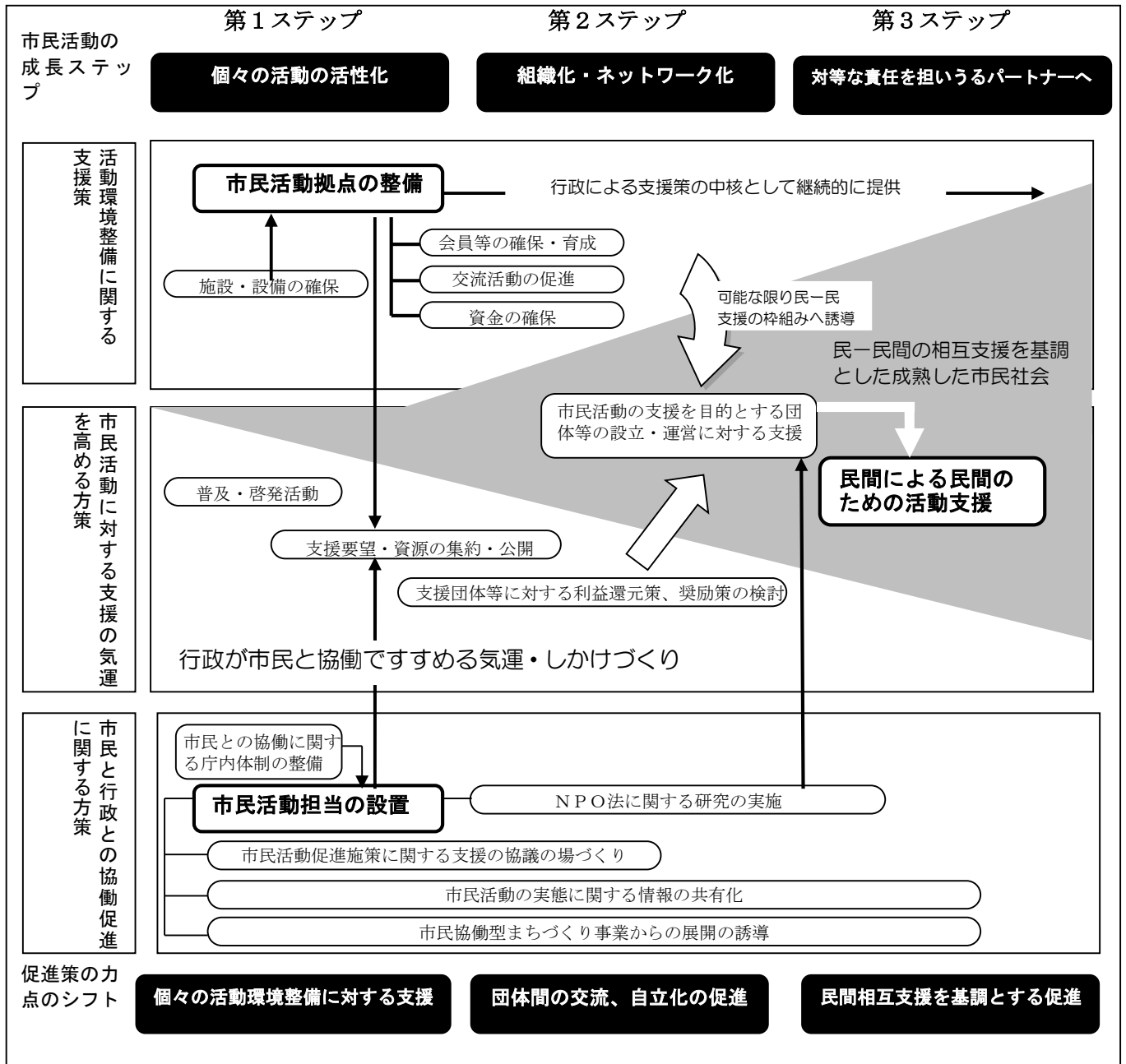


図 市民活動促進方策の実行ステップと重点策



市民活動促進方策一覧

市民活動促進方策の体系		方策の実施例
1. 活動環境整備に関する支援策		
(1) 会員等の確保・育成に対する支援		
①市民活動の普及・啓発事業の実施	②市が活用しうる広報など情報通信媒体の可能な限りの開放	・身近な市民活動体験の紹介情報の発信 ・シンポジウム、講演会の開催
③学校や公共機関での参加誘導のための取り組み	④市が実施する人材育成機会の活用	・横須賀市ホームページ、広報よこすかの活用 ・CATY、FMブルー湘南等の活用 ・掲示板等の地域広報媒体の活用
⑤その他の人材の確保の取り組みに対する支援		・活動体験機会などの学校教育課程への導入 ・市職員をはじめ公務員等への参加の呼び掛け
(2) 施設・設備の確保に対する支援		・教職員研修、市職員研修への市民活動理解のための科目の導入 市民大学講座などの科目の充実
①市民活動拠点の整備	②公共施設等の利用開放、利用システムの柔軟化	・シルバー人材センター等との連携施設 等
③公益団体が保有する施設等に関する調整	④利用できる施設等に関する情報の提供、調整	・中心となる市民活動拠点の整備 ・地域における拠点の検討 ・動く拠点の検討
⑤その他施設・設備の確保の取り組みに対する支援	⑤その他施設・設備の確保の取り組みに対する支援	・余裕教室、公民館、ボランティアセンター等の活用 ・公共施設予約システムの検討
(3) 資金の確保に対する支援		・地区ボランティアセンターの有効活用
①資金確保に対する奨励策としての支援	②活動に伴うリスクの負担に対する支援	・国、県施設を含む公共施設マップの作成、利用調整 ・各施設が所有する設備リストの作成
③独自の資金確保に際しての側面的な支援	④財務の専門家などによる相談機会の確保	・企業保有施設等の利用斡旋 等
⑤その他資金の確保に関する支援	⑤その他資金の確保に関する支援	・NPO法人など市民活動団体への委託 ・民間からの寄付金等を市民活動に配分するしくみの検討
(4) 交流活動の促進に対する支援		・ボランティア保険の斡旋
①国、県等の行政機関との連絡調整	②市が活用しうる広報などの情報通信媒体の可能な限りの開放	・民間の助成制度などの情報提供、斡旋 ・税制優遇措置等の検討 ・NPO法人など立ち上げの際の債務保証、利子補給制度の検討
③市民活動に関する実態情報の集約、提供	④交流を促すためのコーディネーターの確保	・税理士、財務専門家による相談会等の開催
⑤その他交流を促すための支援		・パゾーなど慈善のための募金活動等への支援 等
2. 市民活動に対する支援の気運を高める方策		
①市民活動支援の気運を高める普及・啓発活動の展開	②市民活動等からの支援要望・資源の集約公開	・都市の市民活動情報の収集・提供 ・市以外の行政機関との連絡調整
③支援団体等に対する利益還元策、奨励策の検討	④市民活動の支援を目的とする団体等の設立・運営に対する支援	・横須賀市ホームページ、広報よこすかの活用 ・CATY、FMブルー湘南等の活用
④市民活動の支援を目的とする団体等の設立・運営に対する支援		・市民活動団体（グループ）実態調査の実施 ・市民活動団体（グループ）データベースの整備・公開
3. 市民と行政との協働推進に関する方策		・市民活動拠点へのコーディネーターの配置
①市民活動促進施策に関する支援の協議の場づくり	②市民活動の実態（現状、課題等）に関する情報の共有化	・交流の場となる市民活動拠点の整備、ホームページの作成支援 等
③市民活動との協働に関する庁内体制の整備	④市民活動型まちづくり事業（行政施策）からの展開の誘導	・企業、市民、大学等に対する協力意識の啓発事業
⑤NPO法に関する研究の実施	⑥その他協働推進に関する方策	・市民活動団体（グループ）データベースの整備・公開 ・市民活動資源バンクの検討
⑥その他協働推進に関する方策		・税制優遇措置等の検討 ・ボランティアチケットのようなポイント制度の検討 ・民間からの寄付金等を市民活動に配分するしくみの検討
		・民間資金を主な原資とする助成財団等の設立・運営に対する支援
		・活動環境整備の具体化に関する協議会等の開催
		・市民活動団体（グループ）実態調査、聞き取り調査等の実施
		・市民活動担当の設置 ・庁内横断的な連絡体制の整備
		・モデル事業を契機とした市民活動の自立への誘導の体制づくり
		・NPO法に従った事業化支援策の検討
		・地縁団体等のうち行政との相互依存関係にある団体等の自立化の促進 等